ⅱ　対象更生担保権者の申し出による売却

当該対象更生担保権者は、ⅰの通知を受けた後１ヶ月以内に、太陽殖産管財人に対し、太陽殖産管財人の指定する引渡条件の下で、当初代金額よりも高い金額となる売買条件にて、自ら又はその指定する第三者がこれを購入する旨の書面による申し出（当該処分対象目的物及び購入価格を明記するものとする。）を行うことができる。

当該申し出が行われた場合には、太陽殖産管財人は、裁判所の許可を得た上で、当該申し出の内容にて当該処分対象目的物を売却する（ただし、購入価格以外の売買条件については、太陽殖産管財人と当該申し出を行った対象更生担保権者との間で別途協議の上で決定するものとする。）。

ⅲ　対象更生担保権者の申し出がなかった場合の措置

ⅱに定める期間内に、対象更生担保権者から太陽殖産管財人に対してⅱに定める申し出をしない旨の書面による通知がなされた場合又は申し出がなされなかった場合には、太陽殖産管財人は、裁判所の許可を得た上で、当初買主に対し、当該処分対象目的物を売却する。当該売却がなされた場合における当該処分対象目的物に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法については、⑶の定めに従うものとする。

イ　当該処分対象目的物が有価証券の場合

①　合理的な価格による売却

太陽殖産管財人は、裁判所の許可を得た上で、合理的な価格にて当該有価証券を売却する。

②　有価証券の売却が複数回に亘る場合の措置

特定の更生担保権に係る処分対象目的物である別表16の整理番号により特定される有価証券の売却が複数回に亘って行われる場合には、当該有価証券がすべて売却されたときの当該有価証券の実質売却代金額の合計額を⑶の実質売却代金額とみなして、⑶の定めに従うものとする。

当該有価証券の実質売却代金額の合計額が当該有価証券に係る更生担保権の確定更生担保権額を下回る場合には、その差額を更生担保権不足額と、当該確定更生担保権額から当該差額を控除した金額を変更後更生担保権額とそれぞれみなして、⑶の定めに従うものとする。

⑶　実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る更生担保権の確定更生担保権額を下回った場合の権利の変更及び弁済方法に関する特則

処分対象目的物の実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る確定更生担保権額を下回った場合には、太陽殖産は、対象更生担保権者に対し、変更後更生担保権額と更生担保権不足額とを以下のとおり弁済する。

（変更後更生担保権額）

当該処分対象目的物の売買代金の全額が太陽殖産に支払われた日から１ヶ月以内に、変更後更生担保権額全額を弁済する。

（更生担保権不足額）

更生担保権不足額に係る更生担保権の種別に応じ、以下の①又は②の金額に相当する部分については、殖産承継債権として扱う。

更生担保権不足額に係る更生担保権の種別に応じ、更生担保権不足額から以下の①又は②の金額を控除した金額に相当する部分については、殖産劣後債権として扱う。

①　固有更生担保権について

当該更生担保権不足額が生じた更生担保権者に係る以下のⅰ及びⅱに掲げる金額の合計額

ⅰ　更生担保権不足額×当該更生担保権不足額が生じた更生担保権の債務者であった更生会社における個社弁済率

ⅱ　（更生担保権不足額－ⅰにより算出された金額）×のれん弁済率

②　物上保証更生担保権について

更生担保権不足額にのれん弁済率を乗じた金額

６　登記関係

本節における担保権の消滅に係る登記手続に要する登録免許税等の費用は、当該消滅時における当該担保権の担保目的物の所有者である更生会社がこれを負担する。

第２節　優先的更生債権

第１　公租公課

１　確定優先的更生債権

更生会社	件数	確定優先的更生債権額	別表
林原	12件	695,221,667円及び額未定	17
林原商事	24件	27,881,982円及び額未定	
生化研	８件	549,728,499円及び額未定	
太陽殖産	６件	83,212,385円及び額未定	

２　権利の変更及び納付方法

⑴　延滞金等の免除

別表17の優先的更生債権（以下本２において「公租公課債権」という。）のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、当該更生計画認可決定日）までの延滞税、利子税又は延滞金（以下本２において「延滞金等」という。）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等の額に相当する部分については、徴収権者の意見を聴いた上で、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、その全額の免除を受ける。

⑵　納付方法

⑴による免除後の公租公課債権については、林原、林原商事及び生化研のものについては合併後林原が、太陽殖産のものについては太陽殖産が、その確定優先的更生債権額を、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、現金納付する。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

更生会社	件数	確定優先的更生債権額	別表
林原	１件	292,214,739円及び額未定	18
林原商事	１件	72,573,251円及び額未定	
生化研	１件	226,529,634円及び額未定	
太陽殖産	１件	8,229,367円及び額未定	

更生４社は「株式会社林原確定給付企業年金規約」（以下本第２において「本年金規約」という。）を実施しているが、本年金規約に基づき支払うこととされている特別掛金債権の額の合計額の３分の２（残り３分の１は共益債権）に該当する額は、別表18の「元本及び開始前利息・損害金」欄記載の額の合計額であり、更生４社は、当該合計額につき、連帯して債務を負っている。

２　弁済方法

合併後林原は、太陽殖産が負担する１の優先的更生債権に係る債務について、本吸収合併の効力発生日に、太陽殖産から免責的に引き受ける。なお、これにより合併後林原が取得する太陽殖産に対する求償権は、本第二会社分割により、太陽殖産に承継されることにより混同消滅する。

合併後林原は、その負担する１の優先的更生債権（太陽殖産から免責的に引き受けたものを含む。）の全額を、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、弁済する。ただし、本年金規約の変更その他当該弁済のために必要となる行為が存する場合には、当該行為の完了後に弁済するものとする。